大口町小規模・中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 大口町の経済をけん引する重要な役割を担う中小企業の振興理念、その基本方針等を定める大口町小規模・中小企業振興基本条例(以下「条例」という。) の制定について必要な検討を行うため、大口町小規模・中小企業振興基本条例検 討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 条例の制定に関すること。
 - (2) その他小規模企業者及び中小企業振興に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が 委嘱し、又は任命する。
 - (1) 小規模·中小企業団体関係者
 - (2) 商工関係団体関係者
 - (3) 金融機関関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 行政機関職員
 - (6) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 4 委員会は、会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、 意見等を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に係る庶務は、産業建設部環境経済課において行う。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附 則(平成30年12月27日 大口町告示第117号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、条例の公布の日にその効力を失う。